

港湾局契約後V E工事の取扱いについて

1 定義

「V E 提案」とは、東京都工事請負契約約款（以下「約款」という。）第18条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく契約金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が東京都（以下「都」という。）に行う提案をいう。

2 V E 提案の範囲

- (1) 受注者がV E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料、施工方法等に係る変更により契約金額の低減を伴うものとし、原則として、工事目的物の変更を伴わない範囲とする。
- (2) 以下の提案は、V E 提案の範囲に含めない。
 - ア 施工方法等を除く工期延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - イ 約款第17条に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ウ 入札時に競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案
 - エ 入札時V E（技術提案型総合評価方式）対象案件となっている場合の、当該V E 提案範囲又は提案項目
 - オ 全体計画（平面計画、デザイン及び主要システム等）が大きく変わる提案
 - カ 機能、性能及び品質が低下すると予想される提案
 - キ 関連工事に大きく影響を与えると予想される提案
 - ク ライフサイクルコストが増大すると予想される提案
 - ケ その他、V E 提案の趣旨と著しく相違する提案

3 V E 提案書の提出

- (1) 受注者は、前項のV E 提案を行う場合は、次に掲げる事項をV E 提案書（様式B1から様式B4）に記載し、契約締結の日より、当該V E 提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、監督員に提出する。
 - ア 設計図書に定める内容とV E 提案の内容の対比及び提案理由
 - イ V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む。）
 - ウ V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - エ 都が別途発注する関連工事との関係
 - オ 工業所有権を含むV E 提案である場合、その取扱いに関する事項
 - カ その他V E 提案が採用された場合に留意すべき事項
- (2) 都は、提出されたV E 提案に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- (3) V E 提案の提出に係るすべての費用は、受注者の負担とする。

4 VE提案の審査

受注者から提出されたVE提案は、都において施工の確実性、安全性及び設計図書と比較した経済性等を評価して審査する。

5 VE提案の採否

- (1) 都は、VE提案の採否について、原則として、VE提案の受領後14日以内にVE提案採否通知書(様式B5)により受注者に通知する。ただし、この期間は、受注者の同意を得たうえでこれを延長することができる。
- (2) VE提案が適正と認められなかった場合の前号の通知は、採用しない理由を付して行う。

6 VE提案が適正と認められた場合の設計変更等

- (1) 都は、VE提案が適正と認めた場合は、設計図書の変更を行う。
- (2) 都は、VE提案による設計図書の変更を行った場合は、速やかに契約金額の変更を行う。なお、この場合は、受注者から提出された「VE提案による概算低減概算額及び算出根拠」(様式B3)を参考に、都の積算基準等により、変更金額を算出する。
- (3) 前項により、契約金額変更を行う場合は、VE提案により契約金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「VE管理費」という。)を削減しない。
- (4) VE提案が適正と認められた後、VE提案以外の理由により、約款17条の条件変更が生じた場合であっても、VE管理費については、原則として変更しない。
- (5) VE提案による施工において、当該VE提案に約款第17条の条件変更が生じた場合には、約款第23条の規定により契約金額の変更等を、都と協議して定める。
- (6) VE提案に係る工事部分については、そのVE提案が適正と認められ、採用通知を受けたときから施工できる。

7 VE提案の取扱い

都は、VE提案を適正と認め採用した後、その他の工事において、そのVE提案を使用しようとする場合には、提案者の承諾を必要とするものとする。

ただし、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。

8 責任の所在

- (1) VE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合において、VE提案に係る工事目的物の性能、機能及び品質等については、受注者が保証するものとする。
- (2) 受注者は、VE提案に係る工事部分において、特許権等の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

様式 B2

番号		項目内容	
----	--	------	--

(1) 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比

【現状】…………… 略図等

【改善案】…………… 略図等

(2) 提案理由

(3) V E 提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入）

(4) 品質保証の証明（品質保証書の添付等）

(5) その他

様式 B4

番号		項目内容	
----	--	------	--

(1) 関連工事との関係

(2) 工業所有権を含むV E 提案である場合、その取扱いに関する事項

(3) V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

令和 第 号
年 月 日

殿

東京都知事 印

V E 提案採否通知書

令和 年 月 日付けで提出されました V E 提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

記

1 契約番号 : 2 工事件名 : 3 契約年月日 : 令和 年 月 日 4 履行期限 : 令和 年 月 日	V E 提案項目数 : 採用項目数 : 不採用項目数 :			
V E 提案に対する「採否」及びその理由				
番号	項 目 内 容	採否の区分	採否の理由	特記事項

(注) 採否に関する問い合わせ先

_____ 局 部 課 係 _____